

船員派遣事業許可基準の見直しの適用を受ける事業者に対するチェック制度 及び 個人情報 を適正に管理する能力に係る審査基準について

船員派遣事業許可基準の見直しの適用を受ける事業者に対するチェック 制度について

現行

新規許可時には許可後3ヶ月以内に、更新時には更新期間内（※）に地方運輸局等が監査実施要領（非公開）に基づき事業場監査を実施することとしている。

ただし、①船員職業安定法に抵触する事案を発見した場合、②船員からの申告等があった場合は、直ちに監査を実施することとしている。

監査結果や指導の是正状況等は、船員派遣事業等フォローアップ会議において報告しているところである。

※平成20年に設けた特例による有効期間の更新の場合は、更新後6ヶ月以内

改正

派遣元責任者及び職務代行者の数が2人であって、船員派遣事業に使用する面積が概ね10㎡以上の適用を受けようとする事業者に対しては、許可前に事業者へ許可基準に適合しているかどうかの实地調査を行うこととする。

個人情報 を適正に管理する能力に係る審査基準

(船員職業安定法第57条第2項関係)

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインからの一部抜粋

- ・ 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。

- ・ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に点検を行う。

- ・ 個人データを取り扱う区域の管理

個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。

- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。

- ・ アクセス制御

個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。

- ・ アクセス者の識別と認証

機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。

等